

九州地方整備局 同時発表

平成29年12月25日
水管理・国土保全局防災課

九州北部豪雨を踏まえた適用拡充による 災害復旧事業（一定災）で市管理河川を初採択 ～事務手続き及び地方負担の軽減～

- 九州北部豪雨で、福岡県朝倉市が管理する奈良ヶ谷川において、大量の土砂・流木で埋塞した公共土木施設を「全損」と扱うことで災害査定を実施し、著しく埋塞した一連区間を川幅を拡げるなど一定の計画に基づいて行う改良的な復旧事業（一定災）（国庫負担率2/3以上）として事業採択しました。いずれも、市管理河川としては初めての事例となります。
- このことにより、査定設計書の作成などの事務手続き及び地方負担の軽減が図られます。

○ 朝倉市管理河川の採択

- (1) 河川概要 ・ 河川名：筑後川水系奈良ヶ谷川
・ 事業者：朝倉市
・ 事業延長：3.1km
- (2) 埋塞の著しい施設を掘り起こすことなく「全損」扱いすることで災害査定を実施（市管理河川として初適用）
- (3) 一連区間で埋塞が著しい河川を災害復旧事業〈一定災※〉で採択（市管理河川として初採択）

※一定災：広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において、被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事。
「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第3項」

なお、朝倉市管理の小河内川、平川についても、年内に災害査定を実施する予定です。

○ 福岡県管理河川の採択

災害関連事業※として福岡県が管理する筑後川水系疣目川（朝倉市）と佐田川（朝倉市）についても採択。

※災害関連事業：再度災害を防止するため、被災箇所あるいは未被災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業に改良費を加えて実施する改良事業。

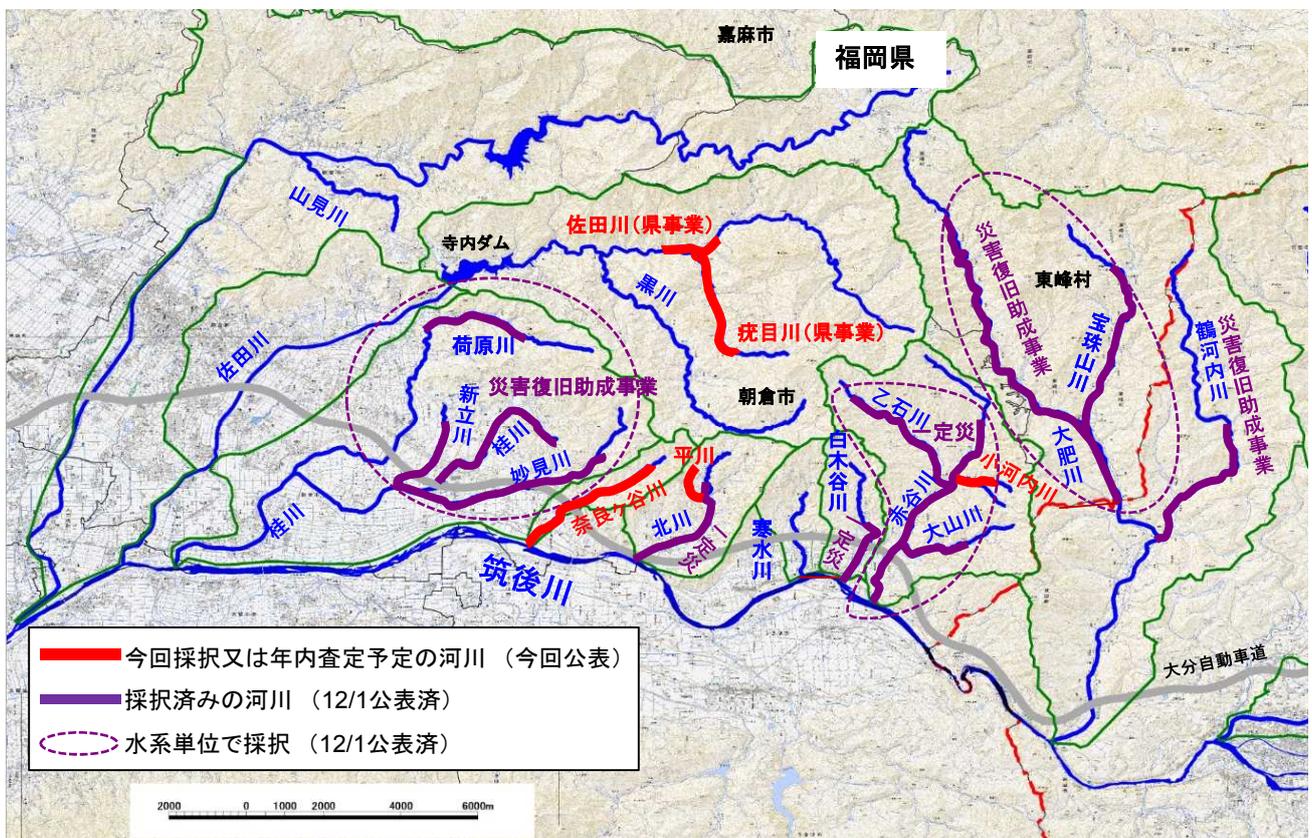
【問合せ先】国土交通省水管理・国土保全局 防災課 吉野、丸山、小田桐（内線35725, 35752, 35753）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8458 FAX 03-5253-1607

ならがたにがわ
【奈良ヶ谷川】 災害復旧事業（一定災）

事業主体：朝倉市
 河川名：筑後川水系奈良ヶ谷川
 事業箇所：福岡県朝倉市山田地内
 事業延長：3.1 km
 事業期間：平成29年度～平成31年度
 事業概要：埋塞土撤去, 河道拡幅, 護岸工,
 橋梁工, 落差工等



【位置図】



いほめがわ
【疣目川】 災害関連事業

事業主体：福岡県
 河川名：筑後川水系疣目川
 事業箇所：福岡県朝倉市
 事業延長：3.7 km
 事業期間：平成29年度～平成31年度
 事業概要：河道掘削工、護岸工、橋梁工等

さだがわ
【佐田川】 災害関連事業

事業主体：福岡県
 河川名：筑後川水系佐田川
 事業箇所：福岡県朝倉市
 事業延長：1.3 km
 事業期間：平成29年度～平成31年度
 事業概要：河道掘削工、護岸工、橋梁工等

平成29年7月九州北部豪雨 災害復旧事業等の適用拡充

筑後川では、平成29年7月九州北部豪雨により、福岡県から大分県にかけて短時間に記録的な雨量を記録し、筑後川右岸流域の桂川流域(福岡県)や大肥川(福岡県・大分県)等において、堤防決壊や河道埋塞により甚大な被害が発生。

災害査定 改良計画立案 (拡充)

- ① 大量の土砂等による埋塞が著しい施設について、「全損」として災害査定を実施。



護岸の被災状況



河道の埋塞状況

(奈良ヶ谷川)

災害復旧事業(一定災)の適用 (拡充)

- ② 著しく被害を受けた一連区間について川幅を広げるなど一定の計画に基づいて行う災害復旧事業(一定災)を、土砂等により大きな被害を受けた今回の洪水対応に活用。

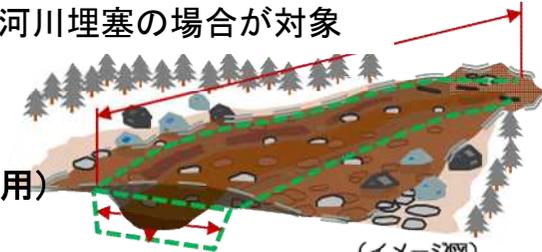
■ 洪水による河岸の決壊の場合が対象

従来



■ 河川埋塞の場合が対象

今回
(初めて適用)



(イメージ図)

※一定災: 広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水、高潮、波浪、地すべり、崩壊等を対象として被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事

地域の復旧・復興が迅速化

● 災害査定が迅速化され、本格的な災害復旧事業に早期に着手できます。

● 改良復旧事業の計画検討に早期に取り掛かることができます。

査定設計書の作成などの事務手続き
及び地方負担が軽減